

【福岡女学院教会 主日家庭礼拝】

2024. 10. 27.

降誕前 第9主日

黙想(黙祷)

招詞 まことの礼拝をする者たちが、霊と真理をもって  
父を礼拝する時が来る。今がその時である。  
(『讃美歌21』93-1-8)

讃美歌 205 (今日は光が)

主の祈り

讃詠 83 (聖なるかな)

聖書 使徒言行録 25章13節～22節  
(新約 264頁)

信仰告白 使徒信条

メッセージ 「パウロの主張」 多田玲一牧師

祈 禱 ※それぞれ自由にお祈り下さい

讃美歌 127 (み恵みあふれる)

頌 栄 29 (天のみ民も)

黙想(黙祷)

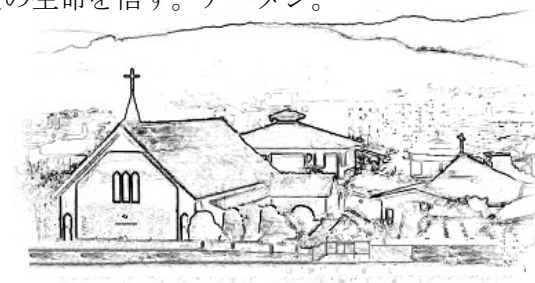
◎ 讃美歌は歌詞を読むだけでも結構です。

【主の祈り】 (『讃美歌21』93-5-A)

天にまします我らの父よ、ねがわくはみ名をあげさせたまえ。  
み国を来(きた)らせたまえ。  
みこころの天になるごとく 地にもなさせたまえ。  
我らの日用(にちよう)の糧(かて)を、今日も与えたまえ。  
我らに罪をおかす者を我らがゆるすごとく  
我らの罪をもゆるしたまえ。  
我らをこころみにあわせず、悪より救い出(いだ)したまえ。  
国とちからと栄えとは 限りなくなんじのものなればなり。  
アーメン

【信仰告白 使徒信条】 (『讃美歌21』93-4-A)

我は天地の造り主、全能の父なる神を信ず。  
我はその独り子、我らの主、イエス・キリストを信ず。  
主は聖霊によりてやどり、処女マリヤより生れ、  
ポンテオ・ピラトのもとに苦しみを受け、  
十字架につけられ、死にて葬られ、陰府にくだり、  
三日目に死人のうちよりよみがへり、  
天に昇り、全能の父なる神の右に坐したまへり、  
かしこより来りて、生ける者と死ねる者とを審きたまはん。  
我は聖霊を信ず、聖なる公同の教会、聖徒の交はり、罪の赦し、  
身体のよみがへり、永遠の生命を信ず。アーメン。



日本基督教団 福岡女学院教会

牧師 多田玲一

協力牧師 青木麻里子、大島一利

〒811-1321 福岡市南区柳瀬1丁目41-32

TEL 092-591-5627 (Fax 兼)

教会ホームページ [http:// www.fukujoch.com/](http://www.fukujoch.com/)

(教会創立 1946年6月2日)



10月27日 使徒言行録 25章13節～22節

◆パウロ、アグリッパ王の前に引き出される

- 13 数日たって、アグリッパ王とベルニケが、フェストゥスに敬意を表するためにカイサリアに来た。
- 14 彼らが幾日もそこに滞在していたので、フェストゥスはパウロの件を王に持ち出して言った。「ここに、フェリクスが囚人として残っていた男がいます。
- 15 わたしがエルサレムに行ったときに、祭司長たちやユダヤ人の長老たちがこの男を訴え出て、有罪の判決を下すように要求したのです。
- 16 わたしは彼らに答えました。『被告が告発されたことについて、原告の面前で弁明する機会も与えられず、引き渡されるのはローマ人の慣習ではない』と。
- 17 それで、彼らが連れ立って当地へ来ましたから、わたしはすぐにその翌日、裁判の席に着き、その男を出廷させるように命令しました。
- 18 告発者たちは立ち上がりましたが、彼について、わたしが予想していたような罪状は何一つ指摘できませんでした。
- 19 パウロと言い争っている問題は、彼ら自身の宗教に関することと、死んでしまったイエスとかいう者のことです。このイエスが生きていると、パウロは主張しているのです。

- 20 わたしは、これらのことの調査の方法が分からなかったので、『エルサレムへ行き、そこでこれらの件に関して裁判を受けたくはないか』と言いました。
- 21 しかしパウロは、皇帝陛下の判決を受けるときまで、ここにとどめておいてほしいと願い出ましたので、皇帝のもとに護送するまで、彼をとどめておくように命令しました。」
- 22 そこで、アグリッパがフェストゥスに、「わたしも、その男の言うことを聞いてみたいと思います」と言うと、フェストゥスは、「明日、お聞きになれます」と言った。

※聖書は本文は全て、日本聖書協会『聖書 新共同訳』